

札幌市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市屋外広告物条例の一部を改正する条例

札幌市屋外広告物条例（平成10年条例第43号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第17条中「直ちに」を「5日以内に」に改め、同条に次の1項を加える。
  - 2 前項の規定により広告物等を除却した者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 第31条第3号中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第17条の規定は、施行日以後に札幌市屋外広告物条例の規定による許可の期間が満了したとき、又は同条例第18条の規定により許可の取消しがあったときについて適用し、施行日前に当該期間が満了したとき、又は当該取消しがあったときについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前の行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされるときにおける施行日以後の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理 由）

屋外広告物等の除却に係る期限を明確化するとともに、除却後の届出を義務付けるため、本案を提出する。